

介護関係の諸休暇等

	短期介護休暇	介護休暇（無給）	介護時間（無給）	家族看護欠勤（無給）
要件	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるもの（要介護者）の介護その他の世話をを行うため勤務できない場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において取得することができる。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において取得することができる。	職員が、家族の看護のためやむを得ず欠勤する場合、次のいずれかにも該当するものとする。 （1）入院、在宅にかかわらず、重度の負傷または疾病により、常時看護を必要とすること。 （2）家族構成等により、職員を除いて他に適当な看護人がいないなど、職員自らが看護に当たることが特に必要であること。 （3）原則として、行使しうる年次休暇がないこと。 （4）介護休暇の取得要件に該当する場合
対象	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子			
限度日数	一の年（暦歴）において5日（要介護者を2人以上介護する職員にあっては、10日）の範囲内	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲内で、指定する期間（分割は3回まで）	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内	同一被看護人につき年1回（暦年）で、30日（勤務を要しない日並びに休日を含む。）の範囲内で継続した期間 上記の期間は、その期間満了に至る時点において、被看護人の負傷又は疾病の状態等から引き続き看護欠勤を必要とする場合、同一の要件で一回に限り延長することができる。
単位	1日又は1時間 （ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。）	1日又は1時間 （正規の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内）	30分 （1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内）	1日
備考			同一の要介護者について、介護休暇と重複して取得することはできない。	介護休暇及び看護欠勤のいずれも取得できる職員については、介護休暇を取得した後、引き続き看護欠勤を取得できること。

○介護中の職員の時間外勤務の免除

要介護者のある職員が介護のために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務を免除。